



月報

7

缶詰問屋協会

(44.7.30. № 81V0L.3)

目 次

「缶詰食べましよう週間」スナップ写真	1
7月の行事	2
◇(第9回)缶詰キャンペーン委員会	3
◇(第10回)缶詰キャンペーン委員会	4
◇(日缶協)規格表示委員会(小委員会)	10
◇缶詰規格連絡協議会	12
◇厚生省に缶詰の「製造年月日」等を陳情	14
食品衛生法施行令の改正告示	20
食品衛生法施行規則の省令改正告示	28
◇果実飲料の表示に関する公正競争規約説明会	38
◇第4回統一伝票開発委員会	41
伝票統一化の基本目標について	43
◇規格部会	49
◇果実部会	54
関係団体報知	
食品包装合理化を推進	58
缶詰返品問題その後の経過	63
会員消息	65

全国缶詰問屋協会

Japan Canned Food Wholesalers Association

東京都中央区日本橋通3丁目8番地
八重洲通ビル7階

電話 東京(273)9289番

『缶詰食べましょう週間』

— 各地で好評！ —

全缶協で初めて試みられた「缶詰食べましょう週間」は有力メーカーの積極的協賛のもと中部以東は7月1日から、近畿以西は7月10日から一斉にスタートした。

一般消費者も缶切りをサービスされて、缶詰愛好のころをそそっていた。



『写真は都内某スーパーの「缶詰食べましょう週間」スナップ』

7 月 の 行 事 一 覧 表

行 事	月 日	時 間	場 所	出 席
「缶詰食べましよう週間」開始 7月1日～北海道・東北・関東・中部地区 7月10日～近畿・四国・中国・九州地区				
果 実 部 会	7月 9日	11.00～14.00時	北 洋 商 会	17名
規 格 部 会	7月 9日	14.00～16.00時	"	13名
缶詰キャンペーン 委 員 会	7月 9日	12.00～17.00時	ホテルニューオータニ	17名
統一伝票懇話会	7月10日	14.00～14.30時	通商産業省	13名
日缶協規格表示 委 員 会	7月10日	10.30～12.30時	日 缶 協	専務出席
食品衛生法施行令の一部を改正する政令（44.7.15.告示） 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（44.7.25.告示）				
果実飲料の表示 に関する公正競 争規約打合会	7月16日	13.00～14.30時	日 缶 協	5名
缶詰規格連絡 協 議 会	7月17日	10.00～13.30時	"	17名
厚生省に業種指定・製造年月日について陳情（7月19日） 日缶協田上会長 厚生大臣に陳情（7月20日）				
缶詰キャンペーン 委 員 会	7月23日	14.30～16.30時	国際観光ホテル	13名

8 月 の 行 事 予 定

工場缶マークに 関する打合会	8月 5日	13.00～	日魯漁業(株)	規格部会長 他6名
缶詰キャンペーン 委 員 会	8月 5日	16.30～	製 缶 協	日缶協表示 委員会
果 実 部 会	8月 6日	11.00～	ルビーホール	

(第9回) 缶詰キャンペーン委員会

日時 昭和44年7月9日 12.00～17.00時

場所 東京 ホテルニューオータニ 梅の間

- 内容
- ① 雑誌広告について
 - ② オープニングセレモニー
 - ③ パンフレット
 - ④ 料理内容の検討

出席 (委員) 原喜三郎、中山良助、阿江伸三 (製缶会社) 成田豊、
長谷川雅一、山崎力 (缶詰会社) 大内光 (製鉄会社) 吉田博郎
(広告代理店) 安東肅、村上昌、吉田浩、佐々木芳子、ほか6名
(事務局) 東峰勝雄、村井武夫、納富則夫

※ 協 議 の 概 要

この委員会はあらかじめ会議場に用意された缶詰キャンペーン、オープニング
セレモニーに出品予定の缶詰料理9品の試食と会場の下見を行ない、①～④の
事項につき協議が行なわれた。

1. 雑誌広告について

電通側より、雑誌「婦人生活」の缶詰特集、編集タイアップ企画について説
明あり、協議の結果缶詰キャンペーン委員会として本企画の推進を承認し、
協賛広告の一角にキャンペーンのキャッチフレーズを挿入する条件で経費の
一部を負担することを決定。

2. オープニング セレモニー

パーティーの参加者にどのような缶詰料理をすゝめるかについては、ホテル

側と日缶協納富栄養士を中心とし、それに電通を加え検討することになった。

3.パンフレット作成について

パンフレット制作については、3団体の3専務に日本水産㈱の大内宣伝課長を加え検討することになった。

4.料理内容の検討

料理種目の検討を行ない、一部改正のうえ最終的には調理責任者竜チーフに改訂を一任することになった。また会場ディスプレイの氷柱については、会場中央のメインテーブルに一本と廊下に一本、計2本とし、別に氷の彫刻も適宜加えることとし、氷柱等はホテルにて作ることとする。また会場内のテーブル類は3個とすることなどを決定。

(第10回) 缶詰キャンペーン委員会

日時 昭和44年7月23日 14.30～16.30時

場所 国際観光ホテル 3階

- 内容
- ① オープンセレモニーについて
 - ② 11月以降のテレビ番組について
 - ③ パンフレット作成について
 - ④ 「婦人生活」掲載広告について
 - ⑤ 朝日女性教室、フルーツショーについて
 - ⑥ その他

出席 【委員側】

原喜三郎、中山良助、阿江伸三、隅野勇、北田久雄、結城

俊輔、大内光、吉田博輔、村井武夫。

〔電通側〕

安東肅、吉田浩、村上昌、佐々木芳子。

※ 協 議 の 概 要

1. 提供番組について

(イ) TBSの新番組「QアンドQ」の中に「缶詰の知識コーナー」と題する45秒ものの生コマーシャルを7月～8月にかけて実施中であつたが、一応この番組は8月15日で打ち切り、8月1日から1か月間あらためてフジテレビのタワーバラエティ「勝抜きスピードクイズ」に缶詰のCMを流すことが内定した。

ネット局CX外16局 14⁰⁰' ～ 14³⁰'。

第1週→月水金。第2週水木とし、8月中に11回。

(ロ) 9月以降、歳暮向けテレビスポットのはじめられる11月ごろまでにかけどのようなテレビ宣伝をするかが検討されていたが、このほど次のような提供番組み取りあげられることになった。

(A案) KTV、THK、TNC、CXの4局ネットで生CM60秒、フィルム30秒を流す。

タイトルは未定。14³⁰' ～ 14⁴⁵'。

毎週月曜日。(但CXは土曜日)13回。

内容については歌謡曲歌手を中心タレントとして視聴率対策をはかり、いかに缶詰と結びつくかを局、電通の間で調整中。

(B案) CX、KTV「朝の歌謡曲」月～金。8⁴⁵' ～ 8⁵⁵'。

6局ネット(CX、KTV、TNC、NBS、ITC、OX)。

期間 10月1日～12月31日。

内容はスポーツニッポン制作の歌謡曲番組であるが、このうち2

分程度をカットして缶詰に関連した話題を取入れパブリシティーを図る。

その方法については局、スポニチ、電通3者で検討中。

なお委員会はA案、B案をセットして考えるのが効果的であるとの見方から、その話題の取りあげ方について若手グループでさらに煮詰めを行なうことになった。

見込予算は2,400万円。

2. パブリシティーについて

現在電通において作業進行中のパブリシティーは次のようなものがあげられている。

(イ) KTV「ハイ 土曜日です」 土曜日 9⁰⁰'~10³⁰' 17局ネット。

時期未定。

(ロ) KTV「テレビナイトショー」 火曜日 23¹⁰'~23⁵⁵'。
8局ネット。

8月。

(ハ) TBS「ヤング720」

(月~金) 7³⁰'~8¹⁰' 24局ネット。

8月。

以上(イ)~(ハ)については、アイデアも含めて具体的に検討中。

(ニ) CX「小川宏ショー」

(月~金) 9⁰⁰'~10³⁰'。 17局ネット

(ホ) CX「勝抜きスピードクイズ」

(月~金) 14⁰⁰'~14³⁰'

内容素材。

(ハ) KTV「ランニングクイズ」土曜 19:00'~19:30' 14局ネット。

内容素材。

(ト) TBS「QアンドQ」(現在実施のもの終了後)。(月~金) 12:00'~12:40' 19局ネット。

内容素材。

なおJX「御馳走さん」ドラマ(火)22:00'~22:45'

TBS「世界の結婚式」ドキュメント(日)9:30'~9:45' にも番組内で缶詰を取りあげることになっている。

以上いずれも缶詰の取上げ方については学識経験者を交え検討する。

3. 婦人生活広告掲載について

缶詰キャンペーン委員会は、本年度の缶詰の総合キャンペーンの一環として月刊「婦人生活」と編集および広告のタイアップを実施することとなり、(全缶協6月号40頁参照のこと)その実施要領について、婦人生活社より説明があつた。この企画のねらいは、缶詰キャンペーン委員会が広告料金の一部を負担し、積極的に共同宣伝参加団体加盟会社に宣伝の場を活用していただくというのがねらいであるが、タイアップ企画の要領は次の通りであり、広告参加のよびかけは婦人生活社および電通担当者が、個々にブランド所有会社を訪ね、参加協力を求めることになっている。

4. オープニングセレモニーの企画変更

当初オープンセレモニーをホテルニューオータニにおいて記者発表、一般招待の企画が組まれていたが、電通側より提案があり、このほど人気番組として日本テレビの「青島のワイドショー」12:00'~13:00'に缶詰のみを話題とした特集ものが取れることになつたので一般招待をこの番組みに急換

切り変えて、記者会見はあらためて別に企画してはどうかとの意見が示された。委員会においては、この1時間にわたるテレビ番組に缶詰が話題とされることはオープンセレモニーを催すことよりもより効果的であると判断し、企画変更することを決定し、記者会見は別途企画することになった。

なおテレビ番組中継パーティとしての日本テレビ「青島のワイドショー」（12⁰⁰00'～13⁰⁰00'）は8月下旬に缶詰特集として企画がすゝめられるが、その内容については①月ロケットから食品まで世の中すべて缶詰時代といったテーマでショウを構成する。②中継会場を提供、③ショウの中の缶詰部分を制作負担する。④ショウ終了後、参加視聴者をそのまま同一会場でパーティに切り替える。

以上細部については局側と交渉中。

別途企画となつた記者会見は3団体の会長出席をおおぎ8月10日～8月20日にかけてのいずれかの日が選ばれることになつたが一応の案としては次のような企画が示されている。

会 場 ホテルニューオータニ

日 時 8月上旬 ウィークデー

10時、3時の2回

招集する記者 ① 一般紙、誌、局。

② 業界紙、誌。

以上約30社 60名。

出席する委員他 約 30名。

発 表 ① キャンペーン趣旨、説明

② 缶詰料理披露

③ プレスキット配布

④ 質疑応答

以上のような企画であるが、具体的にさらに委員会において内容検討が行な

われる筈である。

5. そ の 他

〔朝日女性教室〕

8月から明年3月まで40回にわたり、東京を中心とした近県都市へ料理講習等を開催し缶詰の啓蒙PRにつとめる。この女性教室には食生活改善のための講演も企画され、石垣純二、今東光、高田ユリなど有名人を招く、

料理の講習としては日缶協の納富則夫氏が主として担当する。

〔フルーツショウ〕

向ヶ丘遊園地における第2回フルーツショウは9月13日からオープンとなる予定であるが、この催しに委員会として参加することを決定。

今回は30坪程度の「缶詰館」を設営して効果的な催しを行なう。期間は昨年同様約2カ月間の予定であるが、本年はすべて缶詰キャンペーン委員会で予算を組み企画がねられることになっており、従つて昨年のように全缶協独自で場所取りしその経費負担するというようなことはなくなつた。

なおこの具体的企画は若手グループで検討されることになっている。

ベルト・クイズQ&Q放送日程

○時間帯 (月～金) 12°00'～12°40'

○ネット局 JNN系列 20局

東京(TBS) 岩手(IBC) 北陸(MRO)

大分(OBS) 大阪(ABC) 東北(TBC)

山陰(BSS) 熊本(RKK) 名古屋(CBC)

新潟 (BSN) 山陽 (RSK) 宮崎 (MRT)
北九州 (RKB) 信越 (SBC) 中国 (ROU)
南日本 (MBC) 北海道 (HBC) 静岡 (SBS)
長崎 (NBC)

- 提供 缶詰キャンペーン委員会
○提供日 6/30(月) 7/2 (水) 7/4 (金) 7/8 (火) 7/10(木) 7/14(月)
7/16(水) 7/18(金) 7/22(火) 7/24(木) 7/28(月) 7/30(水)
8/1 (金) 8/5 (火) 8/7 (木) 8/11(月) 8/13(水) 8/15(金)

お 知 ら せ

「缶詰キャンペーン」の新しいTV番組として宇宙時代のジェット・クイズ
「タワーバラエティ勝抜きスピードクイズ」14:00~14:30/8月1、
4、6、8、12、14、19、21、25、27、29日の放映が決定した。
フジテレビ(東京地区)、東海テレビ(名古屋地区)、関西テレビ(大阪地
区)、テレビ西日本(北九州地区)、札幌テレビ(札幌地区)、仙台放送
(仙台地区)、広島テレビ(広島地区)、テレビ静岡(静岡地区)、長野放
送(長野地区)、富山テレビ(富山地区)、石川テレビ(金沢地区)、
サガテレビ(佐賀地区)、テレビ長崎(長崎地区)、テレビ岡山(岡山地区)
テレビ熊本(熊本地区)、沖縄テレビ(沖縄地区)、日本海テレビ(鳥取地
区) 計17局

なおTBS系の「QアンドQ」は8月15日で提供打ち切りとなる。

(日缶協)規格表示委員会 小委員会

日時 昭和44年7月10日 10.30~12.30時

場 所	日本缶詰協会 会議室
議 題	食品衛生法政令改正に関する件
出 席	手塚久(日魯)、飯塚正(鮭組合)、麻谷順一郎(森永)、 平野孝三郎、東峰勝雄、阿江伸三、森本(明菓)、村上延衛、 淵義愛、清水(農産缶組合)、塚原(水産缶組合)、原(日水) 渡辺麟太郎、北田久雄(オブザーバー)

※ 打 合 せ の 概 要

食品衛生法施行令の一部を改正する政令について基本的な手直しをしたうえで告示される模様であるが、今回の改正で問題点とされるのは食品衛生法施行令第5条の指定業種に惣菜製造業が新たに設けられることにより第29項の「かん詰又はびん詰製造業(前各号に該当する営業を除く)」に該当する缶詰は果実缶詰およびジャム缶詰だけとなり、缶詰の水煮、味付類はすべて惣菜製造業の許可を取らなければならなくなる。従つて惣菜製造業の許可をとれば缶詰製造業の許可は取らなくてよいという解釈もなりたち、業界としてはまことに不合理な改正となり、この点をどう解決してゆくかを話合つた。またさらにもう一つの問題点は加工食品の製造年月日についてであるが、これは省令改正として取りあげられる内容で、しかも近日中に告示されるとの情報も伝えられており、缶詰の場合の略記号の使用について特別のはからいがなされるよう要望書をまとめるべく意見の交換を行なつた。

1. 惣菜製造業の指定業種について

惣菜製造業の指定業種が新たに設けられることはすでに厚生省においても次官会議の段階を終つたとされ、7月15日には告示となるとの確認もこの小委員会の席上でなされたので業界陳情はおそきに過ぎたが、いずれにしても陳情書をまとめ、まず第1段階として運用面で惣菜製造業種の中に含まれる

とされる「缶詰びん詰」は除外されたきこと、さらに政令改正して「缶詰製造業」を独立させた業種にするよう日缶協事務局において要望書を作成。近日に厚生省に提出することを話合つた。

2. 缶詰の定義について

前項陳情書に関連して缶詰の定義を明確化する必要があり、その考え方として現在のところ2通りの方法があるが、具体的資料を早急にまとめ、さらに検討を加え関係官庁に働きかけることになった。

3. 製造年月日の表示について

加工食品の製造年月日は厚生省としては「1969,7.10製造」又は「44.7.10製造」と明記するよう望んでいるが略記号使用の場合はその説明を加えるとの強い意向を述べており、缶詰にあつては「西暦年、月、日」の4桁の説明ならびにOYZの略記号使用の説明を缶蓋又は缶胴に表示するよう業界に対し連絡があつた。この厚生省の意向には早急に反対陳情を行なうことになり、これも日缶協事務局において陳情書をまとめることになった。なお製造工場缶マークはすでに1工場1マークの方向で業界の話し合いにゆだねられているので陳情書には取りあげないことが確認された。

缶詰規格連絡協議会

日時 昭和44年7月17日 10.00～13.30時

場所 日本缶詰協会 会議室

議題 ① JAS規格の改正について

② 食品衛生法政令改正等について

③ その他

出席	日本缶詰協会	専務理事	隅野 勇 氏
		常務理事	平野 孝三郎 氏
			東峰 勝雄 氏
	日本製缶協会	専務理事	阿江 伸三 氏
		事務局長	山崎 力 氏
	日本缶詰検査協会	専務理事	新村 大三郎 氏
	日本鮭蟹缶詰輸出水産業組合		渡辺 正雄 氏
	日本鯖缶詰輸出水産業組合		高芝 愛治 氏
	日本蜜柑缶詰工業組合		村上 延衛 氏
	日本農林規格協会	事務局長	林 秀美 氏
	日本食肉缶詰工業組合	専務理事	淵 義愛 氏
	日本水産缶詰輸出水産業組合		塚原 慶悟 氏
	全国缶詰問屋協会		北田 久雄 氏
	日本農産缶詰工業組合		清水 文明 氏
	日本缶詰輸出組合		糸井 伝之助 氏
	日本缶詰協会		井上 忠三郎 氏
			渡辺 麟太郎 氏

※ 協議会の概要

この日の連絡協議会は7月15日付官報で告示された「食品衛生法施行令の一部を改正する政令」で指定業種に「惣菜製造業」が第28番目に加えられたことにより、29番目に掲げられている「かん詰又はびん詰製造業（前各号に該当する営業除く）」に属していた缶詰は果実缶詰、ジャム缶詰を除きすべて惣菜製造業としての許可を得なければならないことになり、全く不合理な改正がなされたため、製造年月日の略号の説明問題とともに強力な陳情活動を行いたい

旨説明があり、去る10日日本缶詰協会規格表示委員会小委員会であらかじめ打合せを行なった陳情内容につき意見の交換がなされた。

協議会事務局では、あらためて陳情内容を整理し、一兩日中に各団体に案を示し訂正、加筆したうえで厚生大臣宛に正式陳情することになった。

なおこの陳情運動と併行し、自民党の田川誠一、谷垣専一両代議士に業界の現状を訴え、協力を仰ぐ旨の報告もなされた。またJAS規格改正については日本鮭蟹缶詰輸出水産業組合、日本食肉缶詰工業組合より今後の方針として次のような説明があつた。

〔日本鮭蟹缶詰輸水組〕

かに缶の農林規格は内容総量が決められており、従つてJASは改正ということになると思うが、農林省からも呼びかけがあり、5月の定時総会において、いままで内地向けには関係しないことにしていたものの他にこれといった団体がないので水産業組合で取りあげることになった。現在水産庁水産課とも話合つているが、JAS規格はもう少し時期を見てはどうかとのアドバイスもあり十分に期間を置いて検討してゆきたい。

〔食肉缶工組〕

2月末の理事会、定時総会で食肉缶詰には等級を設けた方がよいとの意見があり、一応組合としては等級づけをする方向で考えている。何しろ食肉缶詰の品種は多種多様で80品目にもほり、分類の整理がまず必要となつている。またコンビーフの脂肪の含有量等も今後検討しなければならぬ問題であるが、慎重に対処したい。

缶詰の「製造年月日」等を陳情

製造年月日標示に関する食品衛生法省令改正については缶詰の場合OYZ等の

略号使用は従来通りの標示方法で認められることになつたものの、必ずその読み方の説明を附さなければならないとの厚生省の見解は変わらず、これが正式に告示された場合、缶詰の大半が印刷缶という実情から改版費用と改版作業に要する日時は尨大なものとなり、とても業界として受入れられるべき内容ではないと一う実情から告示される以前に厚生省に対し陳情書を提出することになつたが、これと併行して日本缶詰協会では去る7月16日、田川誠一、谷垣専一両代議士に次のようなメモ書きを手渡し側面よりの協力を依頼した。

なお7月19日日缶協隅野専務理事、同平野常務理事、全缶協北田専務理事、製缶協山崎事務局長は惣業製造業に関する陳情書(17頁参照)と製造年月日に関する陳情書(19頁参照)を厚生大臣、厚生省環境衛生局長、同食品衛生課長に提出したが谷垣代議士は厚生省、農林省の両省関係局長に対し、それぞれ缶詰業界に積極的な配慮ありたき旨電話連絡がなされていたことが確認された。

製缶筋ではこのたびの省令改正で製造年月日の説明を個々の缶胴または缶蓋に標示しなければならないということになれば殆んどが新版として改めなければならないといつており、これに要する費用は8億円以上に達するのでその費用負担は注文者に負つていただくことになるかも知れないとの一部の声も聞かれた。

食品かん・びん詰の製造年月日の略号による 標示についてお願いのこと (依頼メモ)

1. お願いの主旨

このたび食品衛生法施行規則第5条の改正により、食品かん、びん詰を含むすべての包装食品について、製造年月日の標示方法をつぎのとおり改め、近く告示されるよう伺つております。

○ すべて具体的に示すこと

(例) 44. 4. 16 製造

ただし、略号で示す場合は、説明を付すること

(例) 9716

第1字(年) 西暦の末尾の数字

第2字(月) ただし、0、Y、Zは10、11、12月

第3、4字(日) ただし、01～09は、1～9日

つきましては、つぎの理由により、食品かん・びん詰の製造年月日の標示は、従来どおりの略号により示すこととして、説明を省略できるようお願いいたします。

2. 理 由

- (1) 食品かん・びん詰の製造年月日については、昭和28年以来、業界は自己の製品管理の目的をもつて、自主的に現行のような統一略号を作成、表示し、今日にいたつている。
- (2) 昭和32年、食品衛生法施行規則の改正により、現行の略号表示を義務づけてきた。
- (3) かん蓋に刻印する現行方式では、製造年月日について5文字以上(略号による場合、4文字)の刻印は、技術的に困難である。
- (4) 製造年月日の説明を個別のかんに印刷表示するためには、印刷原版の改版に約6億円以上の多額に上る経費を必要とする。
(現在、市販かん詰の90%は印刷かんを使用している)
- (5) 製缶会社の印刷原版の改版能力からみて、現在、市場に流通する全製品を改版するためには、約5年の長期間を必要とする。
- (6) 食品かん詰については、各種関係法規にもとづく表示規制により、多くの事項について印刷表示してあるので、略号の説明は、消費者が

判読できないような小活字をもつて表示せざるを得ないことになる。

- (7) 製造年月日の略号の説明は、すでに中・高等学校の教材に広く収載され、多くの消費者は、その内容を良く理解している。
- (8) 食品かん・びん詰のような保存性の高い食品について製造年月日を表示することには、欧米の諸外国では、きわめて消極的であり、その必要性をみとめていない。
- (9) FAO/WHO 合同食品規格委員会においても、食品表示の一般基準の中で、製造年月日の表示については何等規定していない。

3. 今後の対策

現行の略号による製造年月日の標示方式は、すでに中・高等学校の教材に広く収載されており、当業界も従来より、各地の消費者センター、各種講習会、新聞、雑誌等を通じ、その普及に努力してまいりましたが、今後とも缶詰の共同宣伝などにより、積極的に普及の向上をはかることにしています

昭和44年7月19日

厚生大臣 齊藤 昇 殿

日本缶詰協会

会長 田上 東 稲

全国缶詰問屋協会

会長 浅井 二郎

日本製缶協会

会長 高崎 芳 郎

拝啓 いよいよご清栄のこととおよろこび申し上げます。

平素は当業界に対し、種々ご指導をいただきありがたくお礼申し上げます。さて、このたび食品衛生法施行令の一部が改正され、同施行令第5条の指定業種にそう菜製造業が追加され、食品かん・びん詰製造業のうち、水産物、野菜等の各種かん・びん詰製造業は、そう菜製造業という解釈のもとに、改めてそう菜製造業の営業許可を受ける必要があるむね、ご見解の由承っておりますが、下記の理由により、水産物、野菜等の各種かん、びん詰製造業については、そう菜製造業の適用を除外できるよう、政令の施行に当り、格別のご高配を賜わりたくお願い申し上げます。

なお、食品かん・びん詰の定義ならびに適用の範囲を明確に規定し、独立の業種として指定することにつき、是非ご検討下さるようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 食品かん・びん詰は、食品をかんまたはびんに密封し、加熱殺菌し、長期保存性を与えたものである。食品かん・びん詰製造業は、原料処理から密封殺菌工程に至るまで相互に関連のある一貫した施設基準を適用すべきであつて、特に密封殺菌の工程に重点を置くべきであり、またそれらの施設の管理がきわめて重要である。
したがつて、一般そう菜製造業とは基本的に性格を異にするものである。
2. 食品かん・びん詰製造業は、食品衛生的な立場から、国際的にも、施設および管理の基準を強化してゆく方向に進んでいる。したがつて、今後、国内の食品かん・びん詰製造業の施設基準をさらにレベルアップする必要に迫られている現状である。
3. 食品かん・びん詰製造業は、昭和38年に近代化促進法の指定をうけ極力合理化をはかつてきたが、内外情勢の変化に対応するため、来年度より企業の構造改善を推進しようとしている。

食品かん・びん詰製造業が、食品衛生法にもとづく営業許可業種として指定されている現行制度の下では、上記の施策を推進する上においても、食品かん・びん詰製造業の定義ならびに適用の範囲を明確に規定し、他の業種に優先して特掲される必要がある。

昭和44年7月19日

厚生大臣 齊藤 昇 殿

日本缶詰協会

会長 田上 東 稔

全国缶詰問屋協会

会長 浅井 二郎

日本製缶協会

会長 高 崎 芳 郎

拝啓 いよいよ清栄のことおよび申しあげます。

平素は当業界に対し種々ご指導をいただきありがたくお礼申しあげます。

食品かん・びん詰の製造年月日の略号による標示について

お願いのこと

表記につきましては、5月28日貴省環境衛生局長殿あて、かん蓋のエキ
スパンションリング(力輪)の大きさより見て、現行方式で刻印する場合、
5文字以上の標示は、技術的に不可能であるという結論に達しましたので、
現行の略号による標示をそのままお認め下さるようお願い申しあげました。

しかるところこのたび略号による標示の場合は、略号の読み方を説明する
ようご指示がありました。下記理由により、容器毎に説明書きを示すこ
とはきわめて困難を伴いますので、当該食品かん詰に直接説明を標示する

ことなきようお願いいたします。

なお、現行の略号による製造年月日の標示方式は、すでに中・高等学校の教材に広く収載されており、当業界といたしましても、各種の消費者センター、各種講習会、新聞、雑誌等を通じ、その普及に努力してまいりましたが、今後とも共同宣伝などによりさらに普及の向上をはかるよう思料いたしております。

敬 具

記

1. 缶詰は他の加工食品とことなり、長期保存食品であり、保存中の変質はほとんどないので特に製造年月日の新旧を問題にする商品でない。
目下各国で審議されているFAO/WHOの食品の国際規格においても缶詰の製造年月日の表示については消極的である。
2. 缶のスペースは限度があり、説明文は判読し難い細かい文字となる。
3. 現在市販されている缶詰の90%以上は印刷缶を用いており、日付の説明を加えることによりその改版代は6億円を超えかつ5年余の日数がかかる。

食品衛生法施行令の政令改正告示

惣菜製造業、食用油脂製造業、添加物製造業の3業種が追加指定されることになり、このため、缶詰製造にあたっては果実缶詰、ジャム缶詰以外の水煮、味付缶詰はすべて惣菜製造業として営業許可を受けなければならないためとなつたが、缶詰業界側の強い反対陳情により、厚生省も業界の実情に鑑みて配慮する意向であり、缶詰製造の許可が取つてあれば水煮、味付のいずれを問わ

ず惣菜製造業の許可は受けなくてよいよう早急に通達が発令されるもようである。

なお業界の今後の問題として、「缶詰製造業」を独立した業種とするよう政治的にはたらきかけることに団体間で話し合いがなつている。

食品衛生法施行令の一部を改正する政令内容は次の通りである。

食品衛生法施行令の一部を改正する政令

(昭和44年7月15日告示)

新	旧
(製品検査) 第1条 食品衛生法(以下「法」という。) 第14条第1項の規定による製品検査を行なうべき添加物は次のとおりとする。 1. 厚生大臣が行なうもの タール色素 2. 都道府県知事が行なうもの かんすい(中華そばの製造に用いられるアルカリ剤)	(製品検査) 第1条 食品衛生法(以下「法」という。) 第14条第1項の規定による製品検査を行なうべき添加物は次のとおりとする。 1. 厚生大臣が行うもの サツカリナトリウム ズルチン タール色素 希釈過酸化ベンゾイル 2. 都道府県知事が行うもの サツカリナトリウム、ズルチン又はタール色素を主要成分とする製剤

希釈過酸化ベンゾイル

サツカリソナトリウム及びその製剤
タール色素の製剤

硫酸カルシウム及びその製剤（硫酸カルシウム50%以下を含有するものを除く。）

（監視又は指導）

第3条 法第19条第3項（法第29条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による監視又は指導は、次の表の上欄に掲げる営業等の施設につきそれぞれ同表下欄に定める回数を基準として行なわせるものとし、監視又は指導の実施にあつて重視すべき項目その他監視又は指導に関して必要な事項は厚生省令の定めるところによる。

硫酸カルシウム及びその製剤

かんすい（中華そばの製造に用いられるアルカリ剤）

（監視又は指導）

第3条 法第19条第3項（法第29条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による監視又は指導は、左の表の上欄に掲げる営業等の施設につき、それぞれ同表下欄に定める回数を基準として行なわせるものとし、監視又は指導の実施にあつて重視すべき項目その他監視又は指導に関して必要な事項は厚生省令の定めるところによる。

営業等	監視又は指導の回数	営業等	監視又は指導の回数
第5条第1号、第3号、第5号から第8号まで、第11号から第14号まで及び第29号に掲げる営業並びに法第29条第2項に規定する施設	年間 12回	同 左	同 左
第5条第2号、第3号の2、第4号、第8号の2から第10		第5条第2号、第3号の2、第4号、第8号の2から第10号まで及び第19号から第28号までに掲げる営業並びに添加物の製造業及び販売業	同 左

号まで及び第16号、第19号から第28号まで及び第30号に掲げる営業	年間 6回	同 左	同 左
第5条第15号に掲げる営業及び乳さく取業	年間 4回	第5条第16号から第18号までに掲げる営業並びに同条に掲げる営業以外の食品の製造業又は販売業	同 左
第5条第17号及び第18号までに掲げる営業並びに同条に掲げる営業以外の食品又は添加物の製造業又は販売業	年間 2回		
器具、容器包装又はおもちやの製造業及び販売業	年間 1回	同 左	同 左

(食品等の指定)

第4条の2法第19条の2第1項に規定する政令で定める食品及び添加物は、全粉乳(その容量が1,400g以下であるかんに収められるものに限る。)

加糖粉乳、調製粉乳、食肉製品(ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するものをいう。)魚肉ハム、魚肉ソーセージ、食用油脂(脱色又は脱臭の過程を経て製造されるものに限る。)マーガリン、ショートニング及び添加物(法第7条第1項の規定により規格が定められたも

(食品等の指定)

第4条の2法第19条の2第1項に規定する政令で定める食品及び添加物は、全粉乳(その容量が1,400g以下であるかんに収められるものに限る。)

加糖粉乳、調製粉乳、食肉製品(ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するものをいう。)及び化学的合成品たる添加物とする。

のに限る。)

(営業の指定)

第5条

1. 飲食店営業(外食券食堂、一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、カフェー、バー、キャバレーその他食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業をいい、次号に該当する営業を除く。)

(2~15号略、以下変更なき号は略)

16. 乳酸菌飲料製造業

19. 食用油脂製造業

20. マーガリン又はショートニング製造業

28. そうざい製造業(通常副食物として供される煮物(つくだ煮を含む)焼物(いため物を含む。)揚物、蒸し物、酢の物又はあえ物を製造する営業をいい、第10号、第13号又は第25号に該当する営業を除く。)

30. 添加物製造業(法第7条第1項の規定により規格が定められた添加物を製造する営業をいう。)

(法第29条の2ただし書に規定する営業及び処分)

(営業の指定)

第5条

1. 飲食店営業(外食券食堂、一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、レストラン、カフェー、バー、キャバレー、その他食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業をいい、次号に該当する営業を除く。)

(2~15号は略)

16. 氷雪採取業

19. 煮豆又はつくだ煮製造業

20. マーガリン製造業

28. 乳酸菌飲料製造業

追 加

(法第29条の2但書に規定する営業及び処分)

第8条法第29条の2但書に規定する営業は第5条第1号に掲げる営業でホテル又は旅館を兼ねるもの、並びに同条第3号、第3号の2、第5号から第7号まで、第8号の3、第10号、第12号から第15号まで、第17号及び第19号から第30号までに掲げる営業とし、法第29条の2ただし書に規定する処分は、法第21条第1項の規定による許可並びに法第22条から第24条までの規定による許可の取消及び営業の全部又は一部の禁止とする。

附 則

1. この政令は、昭和45年1月1日から施行する。ただし第4条の2の改正規定は、同年4月1日から施行する。
2. この政令の施行前の製造に係るサツカリナトリウムの製剤であつてサツカリナトリウムを主要成分としないもの及びタール色素の製剤であつてタール色素を主要成分としないものは改正後の第1条第2号の規定にかかわらず、昭和45年6月30日までは、食品衛生法第14条第1

第8条法第29条の2但書に規定する営業は第5条第1号に掲げる営業でホテル又は旅館を兼ねるもの、同条第3号、第3号の2、第5号から第7号まで、第8号の3、第10号、第12号から第17号まで、第19号から第27号まで及び第29号に掲げる営業とし、法第29条の2但書に規定する処分は、法第21条第1項の規定による許可並びに法第22条から第24条までの規定による許可の取消及び営業の全部又は一部の禁止とする。

項の規定による製品検査を行なうべき添加物としない。			
3. 地方公共団体手数料令 (都道府県知事の手数料徴収)		3 地方公共団体手数料令 (都道府県知事の手数料徴収)	
第1条		第1条	
39. 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第14条及び食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第1条第2号の規定に基づくサツカリナトリウムズルチン又はタール色素の製剤の製品検査	サツカリナトリウム等製剤製品検査手数料	6千円	
39の2 食品衛生法第14条及び食品衛生法施行令第1条第2号の規定に基づく希釈過酸化ベンゾイル又はサツカリナトリウムの製品検査	希釈過酸化ベンゾイル等製品検査手数料	円 3500	
58 食品衛生法第21条第1項及び食品衛生法施行令第5条の規定に基づく乳酸菌飲料製造	乳酸菌飲料製造業許可申請	円 1500	
39. 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第14条及び食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第1条第2号の規定に基づくサツカリナトリウムズルチン、又はタール色素を主要成分とする製剤の製品検査	サツカリナトリウム等製剤製品検査手数料	6千円	
58 食品衛生法第21条第1項及び食品衛生法施行令第5条の規定に基づく氷雪採取業の許	氷雪採取業許可申請手数料	2千円	

業の許可の申請に対する審査	手数料	可の申請に対する審査	
61. 食品衛生法第21条第1項及び食品衛生法施行令第5条の規定に基く食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	食用油脂製造業許可申請手数料 3千円	61. 食品衛生法第21条第1項及び食品衛生法施行令第5条の規定に基く煮豆又はつくだ煮製造業の許可の申請に対する審査	煮豆又はつくだ煮製造業許可申請手数料 3千円
62. 食品衛生法第21条第1項及び食品衛生法施行令第5条の規定に基くマーガリン又はショートニング製造業の許可申請に対する審査	マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料 3千円	62. 食品衛生法第21条第1項及び食品衛生法施行令第5条の規定に基くマーガリン製造業の許可の申請に対する審査	マーガリン製造業許可申請手数料 3千円
70. 食品衛生法第21条第1項及び食品衛生法施行令第5条の規定に基くそうざい製造業の許可の申請に対する審査	そうざい製造業許可申請手数料 3千円	70. 食品衛生法第21条第1項及び食品衛生法施行令第5条の規定に基く乳酸菌飲料製造業の許可の申請に対する審査	乳酸菌飲料製造業許可申請手数料 1,500円
第71号の6 第71号の3 " 4 " 5		第71号の5 第71号の2 " 3 " 4	
第71の2 食品衛生法		第71の2 製菓衛生師	

第21条第1項及び食品衛生法施行令第5条の規定に基づく添加物の製造業の許可の申請に対する審査	食品添加物 製造業 許可申 請手数 料	3千円	法 (昭和41年法律第 115号)第8条の規 定に基づく製菓衛生師 免許	製菓衛生師免許手数料	円 400
--	---------------------------------	-----	--	------------	----------

食品衛生法施行規則の省令改正告示

缶詰の製造年月日についてはO.Y.Zの記号の説明を缶蓋又は缶胴に表示するという方向で省令の改正作業が進められていたが、缶詰業界としては技術的、経済的からしても、また改版作業に要する必要期間の問題等からいつても実現は困難であることを強く厚生省に訴えた結果、この製造年月日についても特別の配慮がなされ、缶記号の刻印は従来通り4桁でよいことになり、また缶蓋又は缶胴への記号説明も行なわれなくてもよいことになった。なお、ジュースその他の清涼飲料水の缶詰およびハム、ソーセージ、ベーコンの類の缶詰、びん詰たる詰、つぼ詰も同様略号表示が認められることになった。

但し、今後、新聞その他の報道機関等を通じ業界が自主的にO.Y.Zの記号の説明を積極的に展開されるよう厚生省より強く要望されている。

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令の内容は次の通りである。

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

(昭和44年7月25日告示)

新	旧
<p>第二章 標 示</p> <p>〔標示の基準〕</p> <p>第5条 別表第3に定める食品又は添加物であつて販売の用に供するものの標示の基準は次のとおりとする。</p> <p>1. 次に掲げる事項を容器包装(容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装、第4項において同じ。)を開かないでも容易に見ることができるように当該容器包装又は包装の見やすい場所に記載すること。</p> <p>イ. 名称(添加物として用いられる化学的合成品(別表第4に掲げるものを除く。)にあつては、別表第2に掲げる品名)</p> <p>ロ. 製造又は加工の年月日(輸入品であつて製造又は加工の年月日がわからないものにあつては、輸入年月日である旨の文字を冠したその年月日。以下同じ。)</p> <p>ハ. 製造所又は加工所の所在地(輸</p>	<p>第二章 標 示</p> <p>〔標示の基準〕</p> <p>第5条 別表第3に定める食品又は添加物であつて販売の用に供するものの標示の基準は次のとおりとする。</p> <p>1. 次に掲げる事項を邦文をもつて記載すること。</p> <p>イ. 同</p> <p>ロ. 同</p> <p>ハ. 同</p>

入品にあつては、輸入業者の営業所所在地をいう。以下同じ。)及び製造者又は加工者(輸入品にあつては、輸入業者をいう。以下同じ。)の氏名(法人の場合は、その名称)

ニ、化学的合成品(着香の目的で使用されるものを除く。)を含む製剤にあつては、その成分及びそれぞれの重量パーセント(その成分がビタミンAの誘導体である場合は、ビタミンAとしての重量パーセント)

ホ、別表第5の上欄に掲げる添加物を含む食品にあつては当該添加物又は同表当該下欄に掲げる物を含む旨。

ヘ、法第7条第1項の規定により使用又は保存方法の基準が定められた食品及び添加物にあつては、その基準に合う使用又は保存方法

ニ、

同

ホ、別表第5の上欄に掲げる添加物を含むかん詰、びん詰、たる詰又はつぼ詰の食品並びに別表第3第2号及び第3号に掲げる食品であつてかん詰、びん詰、たる詰及びつぼ詰以外のものにあつては、それぞれ別表第5の当該添加物又は同表当該下欄に掲げる事項を含む旨。

ヘ、

同

<p>ト。別表第 3 第 9 号に掲げる添加物にあつては、「食品添加物」の文字。</p>	<p>ト。別表第 3 第 8 号に掲げる添加物にあつては「食品添加物」の文字</p>
<p>チ。タール色素の製剤にあつては、「製剤」の文字を冠した実効の色名</p>	<p>チ。 同</p>
<p>リ。化学的合成品たるビタミン A の誘導體にあつては、ビタミン A としての重量パーセント</p>	<p>リ。 同</p>
<p>ヌ。かん詰の食品にあつては、主要な原材料名</p>	<p>ヌ。 同</p>
<p>ル。食肉にあつては鳥獣の種類</p>	<p>ル。同</p>
<p>ヲ。別表第 3 第 4 号に掲げる食品にあつては、原料肉名（配合分量の多いものから順に記載することとし、食肉である原料についてはルの例により、魚肉である原料については魚肉と記載すること。）</p>	<p>ヲ。 同</p>
<p>ワ。生かきにあつては、生食用であるかないかの別</p>	<p>ワ。 同</p>
<p>2. 前号に掲げる事項の記載は、邦文をもつて、当該食品又は添加物を一般に購入し又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語により正確に行なうこと。</p>	<p>2. 容器包装の見易い場所に明記すること。</p>
<p>② 前項第 1 号の規定にかかわらず</p>	<p>3. 容器包装の上に包装を行う場合は、当該包装を透して容器包装に記された標示が容易に読み得るか、又は当該包装にも前 2 号に適合する標示を</p>

製造年月日の標示は別表第3第1号に掲げる食品、同表第3号に掲げる食品のうちかん詰のもの並びに同表第4号、第5号及び第8号に掲げる食品のうちかん詰、びん詰、たる詰又はつぼ詰のものにあつては、次の各号に定めるところにより、アラビア数字及びローマ字の組み合わせによる記号の記載をもつてこれに代えることができ同表第2号に掲げる食品、同表第3号に掲げる食品のうちガラスびん（紙栓を付したものを除く。）又はポリエチレン製容器包装に収められたもの、同表第8号ロに掲げる食品（かん詰、びん詰、たる詰又はつぼ詰のものを除く。）及び同表第9号に掲げる添加物にあつては、これを省略することができる。

1. 第1位の字は西暦年で表わした当該食品の製造年の末尾のアラビア数字
2. 第2位の字は当該食品の製造月を

行うこと。

- ② 前項第1号の規定にかかわらず、製造年月日の標示は、別表第3第1号、第5号及び第5号の2に掲げる食品、同表第6号に掲げる食品（納豆を除く。）のうちかん詰、びん詰、たる詰又はつぼ詰のもの並びに同表第7号に掲げる食品（合成樹脂製容器包装詰の食品を除く。）にあつては、次の各号に定めるところにより、アラビア数字及びローマ字の組み合わせによる記号の記載をもつてこれに代えることができ、酒清飲料、紙栓をつけたガラスびん及びポリエチレン加工紙製容器包装に収められた清涼飲料水以外の清涼飲料水、納豆別表第3第7号に掲げる食品のうち合成樹脂製容器包装詰のもの並びに同表第8号に掲げる添加物及びこれを含む製剤にあつては、これを省略することができる。

1. 同
2. 同

表わしたアラビア数字（10月、11月又は12月にあつては、それぞれローマ字の「0」、「Y」又は「Z」とする。）

3. 第3位及び第4位の字は当該食品の製造日を表わしたアラビア数字（製造日が1桁の場合は第3位の字は「0」とする。） 3. 同

- ③ 第1項第1号の規定にかかわらず、製造所所在地及び製造者の氏名の標示は、製造者の住所及び氏名（法人にあつては、その名称）並びに製造者が製造所所在地の都道府県知事を経て、厚生大臣に届け出た製造所固有の記号（アラビア数字、ローマ字、平仮名若しくは片仮名又はこれらの組み合わせによるものに限る。以下本項において同じ。）又は販売者の住所、氏名（法人にあつては、その名称）及び販売者である旨並びに製造者及び販売者が連名で、製造所所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に届け出た製造者の製造所固有の記号の記載をもつてこれに代えることができる。 ③ 同

- 3 別表第3第8号ロに掲げる食品で

あつて、容器包装の面積が狭いため第
第1項に掲げる事項を明りように記
載できないものとして、厚生大臣が
定める食品については、同項第1号
の規定にかかわらず、その標示を省
略することができる。

第3章 製品検査

第11条

7. かんすい、希釈過酸化ベンゾイル
及びサツカリンナトリウム、タール
色素又は硫酸カルシウムの製剤にあ
つては、配合重量パーセント

[製品検査試料採取の割合]

第12条

第3章 製品検査

第11条

7. サツカリンナトリウム、ズルチン
又はタール色素を主要成分とする製
剤、硫酸カルシウムの製剤、希釈過
酸化ベンゾイル及びかんすいにあつ
ては配合重量パーセント

[製品検査試料採取の割合]

第12条

タール色素	120 Kg	同	同
かんすい	150 Kg	同	同
サツカリンナトリウム	200 Kg	同	同
サツカリンナトリウムの製剤		サツカリンナトリウムを主要 成分とする製剤	
タール色素の製剤		タール色素を主要成分とする 製剤	
硫酸カルシウム	500 Kg	同	同
硫酸カルシウムの製剤		同	
希釈過酸化ベンゾイル	1,000 Kg	同	同

新		旧	
様式第1号の備考の 2. 記号は次の表の区分によるものとする。		様式第1号の備考の 2. 記号は次の表の区分によるものとする。	
A	サツカリナトリウム	A	同
B		B	
C	タール色素	C	同
D		D	
E		E	
F		F	
G		G	
H	希釈過酸化ベンゾイル	H	同
I		I	
J		J	
K		K	
L	タール色素の製剤	L	タール色素を主要成分とする製剤
M	硫酸カルシウム	M	同
N	かんすい	N	同
P	硫酸カルシウムの製剤	P	同
様式第7号（改正） 食中毒事件票 別表第3 1. マーガリン 2. 酒精飲料（酒精分1容量パーセント以上を含有する飲料をいう。）		様式第7号 食中毒事件票 別表第3 1. 同 2. 同	

- | | |
|--|--|
| 3. 清涼飲料水 | 3. 同 |
| 4. ハム・ソーセージ及びベーコンの類 | 4. 同 |
| 5. 魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び鮫肉ベーコンの類 | 5. 同 |
| 6. シアン化合物を含有する豆類 | 5.の2 スチック |
| 7. 冷凍食品（調理し又は加工した食品を容器包装に入れて凍結させたものに限る。） | 6. 容器包装に入れられた食肉、生かき、弁当、そう菜、納豆及び生菓子類 |
| 8. 容器包装に入れられた食品（前各号に掲げるものを除く。）であつて次に掲げるもの。 | 6.の2 シアン化合物を含有する豆類 |
| イ. 食肉、生かき、生めん類（ゆでめん類を含む。）即席めん類、弁当、調理パン、そうざい、魚肉ねり製品及び生菓子類 | 7. 前各号以外のかん詰、びん詰、たる詰、つぼ詰又は合成樹脂製容器包装詰の食品 |
| ロ. 加工食品であつて、イに掲げるもの以外のもの | 8. 法第7条第1項の規定により基準又は規格が定められた添加物及びこれを含む製剤 |
| 9. 添加物（化学的合成品及びこれを含む製剤以外の添加物にあつては、法第7条第1項の規定により基準又は規格が定められているものに限る。） | |

別表第5

「クロラミンB」を「過酸化水素クロラミンB」に改め、同表に次のように加える。

別表第5

（略）

亜硫酸カリウム 亜硫酸水素ナトリウム 亜硫酸ナトリウム 次亜硫酸ナトリウム 無水亜硫酸 メタ重亜硫酸カリウム	漂白剤
エリソルビン酸 エリソルビン酸ナトリウム グアヤク脂 ジブチルヒドロキシトルエン ノルジヒドログアヤレチック酸 ブチルヒドロキシアニソール プロトカテキユ酸エチル 没食子酸イソアミル 没食子酸プロピル	酸化防止剤
亜硝酸カリウム 亜硝酸ナトリウム	発色剤
<p>附 則</p> <p>1. この省令は、公布の日から施行する。ただし第11条及び第12条並びに様式第1号及び第7号の改正規定は、昭和45年1月1日から施行する。</p> <p>2. 昭和45年6月30日までに製造され加工され又は輸入される食品及び添加物に係る標示については、改</p>	

正後の第5条及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

果実飲料の表示に関する公正競争規約

(公取委の修正意見説明会)

日時 昭和44年7月16日 13.30～14.30時
場所 日本缶詰協会 応接室
内容 果実飲料の表示に関する公正競争規約について
出席 日本缶詰協会 常務理事 平野 孝三郎 氏
渡 辺 麟太郎 氏
日本製缶協会 事務局長 山崎 力 氏
日本農産缶詰工業組合 専務理事 山内 正雄 氏
全国缶詰問屋協会 北田 久雄 氏

※ 説明会の概要

果実飲料の表示に関する公正競争規約(案)については缶詰業界は日缶協を窓口とし日本果汁協会、全国清涼飲料工業会の3団体が中心となつて検討し、公取委に提出されていたが、果汁含有100%のもののみ「ジュース」と称することができるという果汁農協連(案)と現行農林規格にもとづいて案の作成を進めていた3団体の考えとは依然平行線のまま現在に至つていたところ去る6月28日公取委は3団体代表者を招き業界(案)に対する修正意見の説明を行なつた。

このたびの公取委の主な修正意見は次の通りである。

(1) 果実飲料の種類別名称について

種類別名称につきのとおり()の品名を併記すること。

- a. 天然果汁(ジュース)
- b. 果汁飲料(ジュースドリンク)
- c. 果汁入り清涼飲料(ドリンク)

(2) 果汁含有率について

天然果汁は95%以上、果汁飲料は50%以上および果汁入り清涼飲料は10%以上50%未満に改める。

(3) 果汁含有率に関する検査規定について

「果実飲料公取協(仮称)の指定する機関により、日本農林規格に定める基準の検査に合格したものを削除し、必要があれば規則で規定する。

(4) き釈して飲用に供するものに「濃縮果汁」を追加する。

(5) 濃厚シラップについては、き釈した状態での果汁含有率を表示する。

(6) 果汁含有率の表示は、10%~100%について10%刻みで表示し、

「果汁」および「%」の文字は9ポイント以上の活字で示す。

(7) 「ジュース」という名称については〇〇オレンジジュースのように商品名として表示されたものについては、一応現状のままみとめることとし、規約施行1カ年後の時点で再検討することとする。

公取委の業界(案)に対する修正意見は以上の通りであるが、缶詰業界側は去る7月8日に日缶協および農産缶工組と合同打合せ会を開き検討。

- ① (1)のカッコ書きには反対であり、JAS改正が先決。農林省に早急に申入れする。
- ② (2)については糖類が加えられるため天然果汁は95%以上と指示しているが、これらのものは「100%」と表示してよいのではないか。
- ③ き釈倍数を表示するのは感心できない。

なお表示のあり方として製品自体の濃度とき積倍数を併記する考え方もある。

㊦ ネクターは果肉飲料として農林省と接衝中であり公正競争規約とは別個に検討してゆく。

㊧ 「ジュース」の名称は猶予期間1年といわず当分認められるよう働きかける。

缶詰業界側の公取委修正意見に対しては以上のような考え方でさらに関係団体と打合せすることになったが、續いて7月9日開催の3団体打合せ会（日本果汁協会、全国清涼飲料工業会、日本缶詰協会）において協議した結果、次のような統一意見がまとめられた。

- (1) カッコ書きは3団体とも反対。
- (2) 95%以上のものは当然100%と表示できるよう認められるべきである。なお従来45%以上については特に根拠がなく公取委の50%以上にしても可。またネクターはこの規約から除外する。
- (3) 果汁含有率に関する検査規定については「日本農林規格に定める基準……」と案にうたわれていたが、日缶協、全清飲側は公取委の意見の通り規則で規定することに賛成し、果汁協会側は表に出すべきだと主張。
- (4) き釈して飲用に供するものに濃縮果汁を追加する件についてはこれを天然果汁として考えたい。
- (5) 「濃厚シラップについてはき釈した状態での果汁含有率を表示する」との公取委の意見に対し、表示することはやむを得ないだろうが、その場合、原液とすすめた状態の表示を併記すべきではないかとの意見もあり、さらに検討することになった。
- (6) 含有率を10%刻みに表示する件は果して60%～70%といった中途半端な製品が製造されるかどうか疑問であり、業界としてはせめて4段階程度で決めるべきだという意見が強かった。なお活字の大きさは王冠は8ポイント、缶詰は9ポイント以上ということで考えられている。

(7) 「ジュース」の名称に関する猶予期間については規約で業界が約束すること
とは避けたいとし、とりかわし文書によるよう公取委と折衝する意向である。
以上のような8団体打合せ結果の報告があつたが、農林省自体が果実飲料のJ
AS改正をどのように考えているか、意向を打診する必要があるとしてなるべく
早い機会に、平野常務外業界代表者が農林省に問合せすることになった。

第4回 統一伝票開発委員会

日 時 昭和44年7月10日 14.00～14.30時

場 所 通商産業省 新館5階 万博事務局会議室

議 題 統一伝票開発に関する参考人意見の聴取

出 席 【開発委員会側】

三沢委員長、奈良委員、河尻委員

【オブザーバー】

雨宮オブザーバー、伊坂オブザーバー、久保田オブザーバー

【通産省側】

紙業課長、商務第一課長、材料規格課長

【参考人】

鈴木 崇、太田 潔、小林忠次郎、北田久雄

※ 委員会の概要

統一伝票開発委員会（委員長三沢仁氏）では、第4回統一伝票開発委員会を開き統一伝票開発に関する基本方針について協議したのち、参考人意見の聴取を行なつた。この委員会での参考人は第1グループ〔酒類、食品〕、第2グループ〔石けん、洗剤〕、第3グループ〔菓子〕とそれぞれ業態別に意見が求

められ、酒類、食品のグループからは鈴木崇氏、太田潔氏、小林忠次郎氏、北田久雄氏の4名が出席した。

〔鈴木 崇氏の説明要旨〕

統一伝票についてはサンプル伝票を作つて業界に知らせたが、結論的にはこの統一化を全国的とするか業界別とするかの問題となると思う。しかし方向としては全国的統一も可能ではないかとも考えられる。

酒類関係の実態としてはメーカーの直送という例が多く、どちらかという
と問屋より、メーカーが伝票を切る場合の方が多い。またデパート、スーパー等にあつては特殊伝票を強制されており、しかもOCRによるものを使うよう要請されている。

そうすると各店それぞれのタイプライターを入れなければならない状況である。

ビール、清酒、洋酒等は法律のもとに組織されているので、業界別に統一して実施するにすればやりやすいと思う。私のところだけでも200社の取引先きがあり、統一化は是非実現したいが、通産省でテコ入れすることではなかなかな実現は困難であると思う。

☆ ☆ ☆

なお具体的説明は㈱鈴木洋酒店の太田潔氏がストア一、デパート専用伝票調査集計等の資料をもとに行なつたが、参考とし現在使用されている販売伝票等の発行枚数につき下記資料により詳細な説明があつた。

記載/枚	名 称	構成枚数	用 途	構 成 伝 票 名 称
①	受 注 書 販売伝票	1 P 9 P	受注メモ 店出 出荷用	計算書、請求書、売掛票、仕訳票、統計票(5 P)

②	販売伝票	3 P	店出出荷用	納品書、受領書、出庫票
③	戻入伝票	10 P	店戻入用	計算書、請求書、売掛票、明細書、仕 訳票、統計票(5 P)
④	直送伝票	8 P	直送売上用	仕入票、買掛票、仕訳票(買)、計算 書、請求書、売掛票、出荷案内書、仕 訳票(売)
⑤	直送戻入 伝票	8 P	直送戻入用	仕入票、買掛票、仕訳票、計算書、請 求書、売掛票、出荷案内書、仕訳票
⑥	仕入伝票	3 P	店入仕入用	仕入票、買掛票、仕訳票
⑦	仕入戻 伝票	4 P	仕入戻し用	戻し品、納品書、買掛票、差引計算書 仕訳票
			年間発行 枚 数	
①②	販売伝票	164,800	} ☆ 枚 512,300	} 296,300枚 56% 44%
	デパートストア一伝票	131,500		
③	戻入伝票	35,600		
④	直送伝票	155,900		
⑤	直送戻入伝票	24,500		
⑥	(店入)仕入伝票	28,200		
⑦	(店出)仕入 戻伝票	12,600		
	合 計	553,100	枚	

伝票統一化の基本目標について

1. (1) 伝票統一化は、主として次の理由から進めなければならないと考える。

すなわち、現在、かなりの取引において、伝票発行者（売手企業）が、1回の取引ごとに自社用伝票を作成したのちに取引先指定の専用伝票に転記を行なっており、余分の労働力を必要としている。また、この転記に際しては、ミスを生じ易く、それに伴ってトラブルが発生し、ひいては、全体の事務処理のスピードアップを妨げ、配送等にも影響を与えている。今後労働力不足が一層深刻化すること、さらには、流通近代化の一層の進展が強く要請されていることを勘案すれば、この点について早急に是正を図らなければならない。

(2) また、伝票統一化により、中小企業等専用伝票を持たない伝票の受取手においては、自動的に統一化が進み、事務の合理化が進めることができることや、卸売業が共同計算機構へ参加する際にもきわめて便利である等積極的な利益も期待でき、一般に取引に係る事務の合理化、にきわめて効果的であることにも注目すべきであろう。

2. 以上の観点からすれば、伝票統一化にあつての基本目標は、次の如きものとなると考えられる。

(1) 転記作業をなくすこと。すなわち、筆写、転記等の無駄な作業およびこれに伴うミスを排除すること。

(2) 企業種にわたり統一されること（理由については3参照）。

3. 全業種にわたり統一されることの必要性

(1) 転記作業をなくすためには、別添資料1からも明らかなとおり、全業種、全取引について伝票の統一化がなさなければならない。しかしながら、具体的な統一伝票の策定にあつては、上記基本目標の達成という観点から、統一化すべき事項を選定し（資料2）、そのうちの一部の事項については、基本目標に反しない範囲において、変更ないし未記入可能なものとして差し支えないと思われる。

(2) また、自社専用伝票を用いている小売業にとつては一部卸売業界の伝票

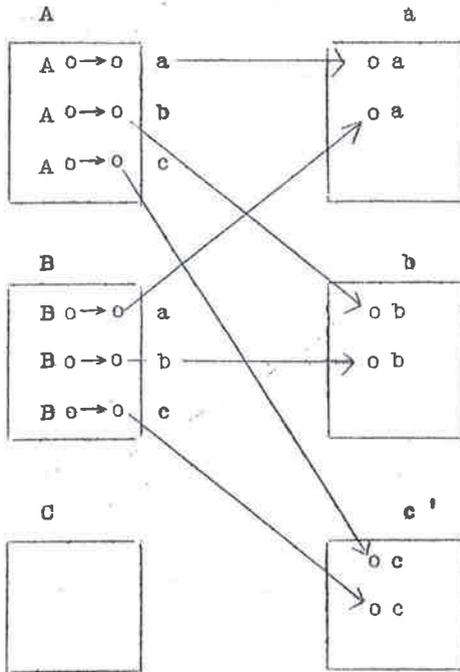
統一化は、伝票の種類を多くする結果となるため、むしろ全卸売業界における伝票統一化を望む声も多い。この場合、理想的な統一伝票が策定されれば、自社専用伝票もそれにあわせていくこととなると思われる。

(3) 上の(2)の観点からみても、全業種にわたり統一されることが望ましい。

資料 1

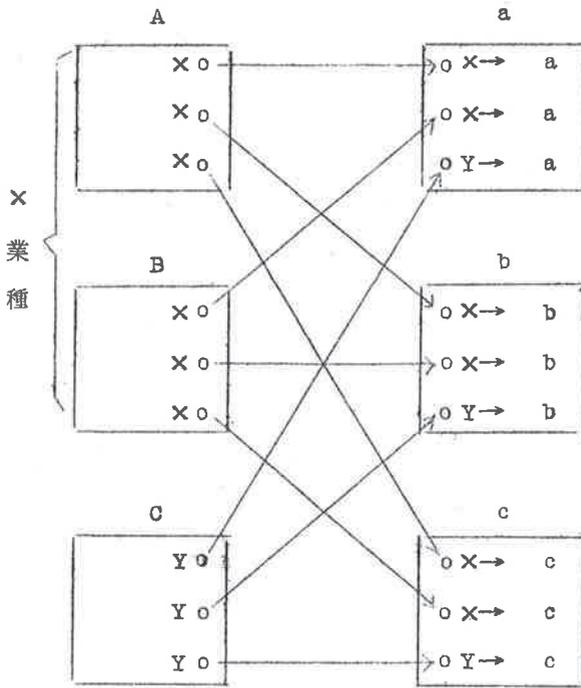
伝票統一化の必要性(参考図)

I 現 状



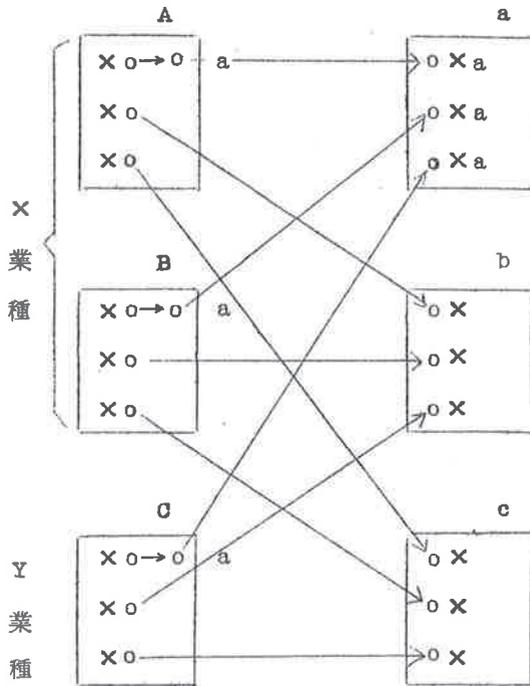
(注) →の部分は、(1)本来、買手が行なうべきであること。(2)無駄な作業であり、流通活動の効率化に逆行するものであることから問題が多い。

II 卸売側で業種別に統一した場合



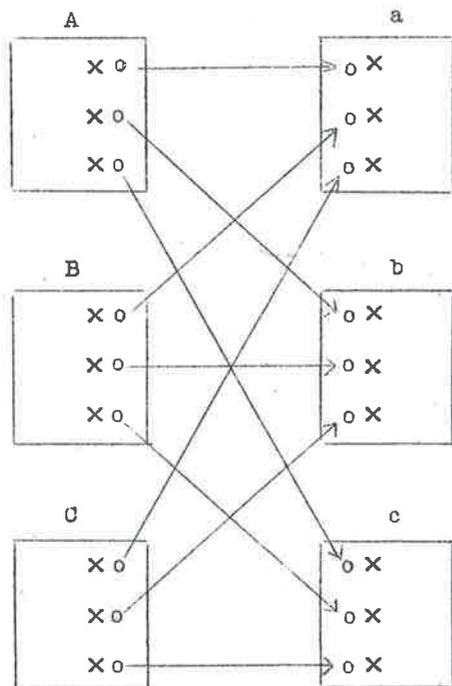
(注) →の部分は、労働力の負担の転稼が行なわれたに過ぎず、依然として無駄な作業であり、流通活動の効率化に逆行するものであることから問題が多い。なお、労働力の負担の転稼が行なわれなければならないため、摩擦も大きいと思われる。

この結果としてたとえば、aが統一伝票採用を承諾しない場合には次のようになる。



(注) →の部分が存在し、流通活動の効率化のメリットがそれほど現われない。また、伝票の統一化が次第にくずれていく原因となりかねない。

Ⅲ 全業種、全取引について統一した場合



(注) →の部分、なくなり、流通活動の効率化に最も資することとなる。

資料 2

統一化すべき事項例

1. 大きさ (B 6、A 5、B 4 $\times \frac{1}{3}$ ……)

注(1) 手書用、OCR用、共用とすれば、OCRの大きさから、伝票の大きさも、一定の範囲内のものとなる。

(2) 定型窓あけ封筒との関連をどうするか

2. 行数 (5、7、10、 ……)

注1) 伝票の大きさがきまれば、活字の大きさから、行数も一定の範囲内のものとなる。

3. 項目

4. 枚数

5. その他

- (1) ノー・カーボンとするか否か。
- (2) 伝票式会計との関連をどうするか。
- (3) 単価がみえないようにするか否か。

規 格 部 会

日時 昭和44年7月9日 14.00～16.00時

場所 (株)北洋商会 7階会議室

- 議題
1. 食品衛生法省令改正に関する件
 - ① 経過状況について
 - ② 工場缶マークの件
 - ③ 製造年月日の件
 - ④ その他
 2. 日本農林規格改正に関する件
 - ① 経過状況について
 - ② もも、洋なし缶新規格の件
 - ③ その他
 3. 公正競争規約に関する件
 - ① 施行後の経過状況について
 - ② JAS改正に伴う規約との関連性について

㊦ みつ豆、野菜煮等の配合割合標示の件

㊧ その他

4. 果実飲料の表示に関する公正競争規約の件

5. その他

※ 部会討議の概要

この部会は食品衛生法政令および省令改正に関する経過報告とその対策、JAS改正に伴う公正競争規約との相違点とその対策、果実飲料公正競争規約に関する公取委の修正意見に対する業界側の見解等を中心に討議が行なわれた。なおこの部会の後半オブザーバーとして日缶協平野常務が出席し、食品衛生法の改正、果実飲料公正競争規約等の経過について説明があつた。

1. 製造工場缶マークについて

当初厚生省としては、製造工場缶マークについて保健所別に整理したい意向を示していたが、缶詰業界の実状は複雑であり、しかも缶マークは届け出制であるため結論を出すまでに至らず、一工場一マークに今後整理してゆくよう業界側の話し合いにゆだねられることになつた。従つてこれからは日缶協、全缶協で十分話し合いつゝまとめて行くことになつたが、全缶協案の「地区別一連番号制」の利点を具体的に説明しそれを実現する方向で努力することになつた。

2. 製造年月日について

製造缶マークはO・Y・Z等4桁の説明を缶胴へ具体的に表示するよう厚生省から要請されているが、これには日缶協、製缶協、全缶協も反対であり、あらためて3団体連名で陳情運動を展開する旨、報告がなされた。

3. 食品衛生法施行令一部改正について

厚生省は食品衛生法施行令の一部改正を行い、同施行令第5条の指定業種にそう菜製造業が加えられ、これにより缶詰は果実、ジャム缶詰以外は鮭、鱒、カニ等の水煮、その他味付類のすべてがそう菜製造業の分野に入り、別にそう菜製造業の許可を取らなければならなくなつた。このことは缶詰産業にとつて大きな問題であり、小委員会を設けて業界を挙げて陳情しようということになつている。現行の指定業種として一番最後にかん詰又はびん詰製造業とあるがそれにはカツコ書きで（前各号に該当する営業を除く）とありこのカツコ書をとれば缶詰が独立した業種となるので今後はその方向で働きかけることになり、全缶協もこの運動に参加し問題解決にあたることになつた。現行の指定業種は次の通りであるが、そう菜製造業が第28番目に加えられ、外に食用油脂製造業、添加物製造業が追加される方向にある。

指 定 業 種（食品衛生法施行令第5条）改正前

1. 飲食店営業
2. 喫茶店
3. 菓子製造業
- 3の2 あん類製造業
4. アイスクリーム製造業
5. 乳処理業
6. 特別牛乳さく取処理業
7. 乳製品製造業
8. 集乳業
- 8の2 乳類販売業

- 8の3 食肉処理業
9. 食肉販売業
 10. 食肉製品製造業
 11. 魚介類販売業
 12. 魚介類せり売営業
 13. 魚肉ねり製品製造業
 14. 食品の冷凍又は冷蔵業
 15. 清涼飲料水製造業
 16. 氷雪採取業
 17. 氷雪製造業
 18. 氷雪販売業
 19. 煮豆又はつくだに製造業
 20. マーガリン製造業
 21. みそ製造業
 22. しょう油製造業
 23. ソース類製造業
 24. 酒類製造業
 25. 豆腐製造業
 26. 納豆製造業
 27. めん類製造業
 28. 乳酸菌飲料製造業
 29. かん詰又はびん詰製造業（前各号に該当する営業を除く）
- 計 32業種

4. 日本農林規格改正について

農林省では消費者保護基本法にもとづきJAS規格改正作業が続けられてい

るが、表示の問題等を中心に今後のJAS改正の進行につき平野常務から概略の説明がなされた。

5. JAS改正に伴う規約との関連性・相違点について

6月17日開かれた公正取引協議会常任理事会打合会で検討された①～⑤の事項につき報告された。

- ① もも、洋なし、和なしのJASと規約、規則との相違点について
- ② アスパラガスの形状の基準変更について
- ③ 今後のJAS改正との関係について
- ④ 規約第3条缶記号の基準について
- ⑤ ジャムの全糖表示、のりつくだ煮特級表示について
- ⑥ 沖縄パインアップルのスライスの表示について

(月報6月号19頁～24頁に掲載)

6. 果実飲料の表示に関する公正競争規約について

果汁協会、全清飲、日缶協の3団体名で公取委に規約案を提出していたが、6月23日公取委からこの案に対する修正案が業界に示され、この修正意見に対する業界側の考え方等について説明が行われた。要旨次の通り。

(公取委修正意見は89頁参照のこと)

- (1) カッコ書きとすることは、ジュースという表示がされないようなくずしに持つていかれる恐れがあり、(1)のカッコ書きは必要ないという要望をする。
- (2) 果汁飲料は現行は45%以上となっているが、消費者代表からも50%にすべきだとの要望があり、50%に反対する根拠は特に業界としてもないので認めようとの姿勢である。
- (3) 果汁含有率に関する検査で検査機関を業界案では示しているが、公取委

の意見は表向きに義務づけることは避けたいとしている。もし業界でどうしてもうたいたいということであれば施行規則に移すべきであるとの意見から、その線でさらに検討していくことになった。

- (4) 「濃縮果汁」を追加することは特に問題はない。
- (5) 濃厚シラップのき釈した状態での果汁含有率を表示するということについては現状としては止むを得ないということであるが、しかし消費者は適当に薄めたりするのではたして消費者のためになるのか疑しい。
- (6) 果汁含有率の表示で公取委は100%まで10%刻みで表示すべきだという意見である。これは社会党が5%刻みにするよう強く主張しているので業界としては10%刻にした方がよいということに認めることになった。文字の大きさも9ポイント以上の活字で表示することが内定した。
- (7) ジュースという名称については、〇〇オレンジジュースとすることは一応認められたが、しかし告示後この規約は6カ月後適用となるのが原則だが、施行1カ年後に再検討される。これは社会党から山田委員長に決議文がきて公取委が妥協案をだしたものであるが、業界としては再検討する必要はなしとしてあくまでも反対していくことになった。
- (8) その他公正競争規約についてはJABが根本的に改正される時点にきており、農林省と公取委とでうまく調整を図ってもらうよう進めていくことになった。

果 実 部 会

日 時 昭和44年7月9日 11.00～14.00時

場 所 ㈱北洋商会 7階会議室

議 題 ① 新物もも缶詰に関する件 ② その他

※ 部 会 討 議 の 概 要

この部会ではいよいよ桃の生産時期を迎えた新物桃缶詰を中心議題とし、これからの市況に関連する新物沖繩バイン缶詰等について協議し、その他として、蜜柑缶工組とのブロックン対策についての経過報告、対策を話し合った。

1. 原料状況について

山梨、岡山、広島地区は早生原料で製造が開始されているが、山梨桃は雨続きとその後の病害の発生で品質が悪く、20円で買つても採算に合わない状況である。すでに早生のピークは過ぎており、ここ数日で終り、12日には価格交渉が開かれる。静岡では清水、焼津のバッテリーが早生物を操業し10万函程度を製造したが、前年比40%程度の減産である。中手の大久保種は25日頃から本格化する。岡山、広島の早生はわずかだが、原料出回りが遅れており、今後一挙に出回りそうである。原料価格は岡山の砂子は生産者キロ50円希望に対し、バッテリーは40円、広島は生産者50円、メーカー側35円という希望で価格はまだ決定していない。生産は3万函程度。中生種は17日頃から出回るが、いずれにしても主産県の山形、福島的情勢がポイントとなる。6月12日現在の農林省発表による収穫予想は103%と報告されている。山形は前年比85%との発表であるが、この数字は晩霜被害の届出によるもので、実際には大巾に減ることはないと見られており、従つて原料的には103%プラスアルファはまず間違いなく、またことしも生は軟調で加工の比率が高くなる年と推測される。

東北の果実の原料価格の推移

(キロ当たり円)

	36年	37年	38年	39年	40年	41年	42年	43年
チェリー	211	112	123	170	143	230	155	175
白桃	26	35	40	21	37	40	12	30
黄桃	20	28	28	15	33	45	15	40
洋なし	24	36	32	6	15	15	18	—

4～5年周期で困難な年を迎えている。ことしのチェリー300円から推して、桃も41年度位の原料価格になるのではないかと見られる。

2. 生産数量について

本年はどのフルーツ缶詰も非常に異常ムードで始まり進行しており、チェリー一缶詰にしても有史以来の高値で終った。原料が高いと高値増産につながり販売面で心配される。これが桃にどう反映してくるか生産量の多い重要品種だけに慎重にやらなければならないが、品枯れから生産、販売とも意欲旺盛で加熱ムードである。6月中旬に製缶会社は530万函からの生産を予想しているが全缶協も人手不足といった問題もあるがなんといつても缶詰は稼働日数と原料入荷が問題となる。原料が多ければそれだけできるわけで、山形、福島のパークのズレがどうなるかが問題となる。最近はどうもそれが接近する傾向にあり、ことしも大差がないと見る。もし1週間位の差が出ると相当増加するが、その心配も薄く数量的には530～550万函位でおさまり、そう過剰供給と見なくてもよいとの意見もあつた。

3. 製品価格について

41年に桃缶は過剰生産となり50万函以上のキャリオーバーが出て、ダン

ピングにより大きな損を招いた。その後全缶協が創立し42年から43年にかけて農産缶工組桃部会と桃の原料安定対策、価格対策について話合った。42年、全缶協は4号併用小売60円ベースとし、生産数量が400万函生まれればパッカー仕切り45円を希望した。これに対しパッカー側は小売価格を70円位にならないか、原料はキロ30円見当として、仕切り47~48円位の希望があり大体前半の物はメーカーの要望通りになった。昨年全缶協は47円50銭の線で取引を開始したが、後半は50円前後の一本価格となった。その後市況は順調に推移し、スタートは53~55円、その後59円、年末には60円がらみから65円に、さらに年明け3月には80円唱えとなり、しかも在庫払底となった。これがことしの生産意欲につながるどころとなつている。

本年度の製品価格については、生産者側の空気はかなりの高値を見込んでいるとのことであり、全缶協としても42年来の小売60円の線を修正しなければならぬがどういう線で意志統一していくべきかについて検討がなされた。缶詰は状況によつて高値、安値が生まれてくるもので昨年は状況が悪く安値でスタートしたが、ことしは状況がよいので常識ある高値でスタートするというので検討の結果併用は昨年スタート時の仕入価格の1割アップが妥当ではないかとの見解となつた。

4. 全缶協の姿勢について

桃缶詰についてここでメーカー側と懇談会を持つとしても山形、福島、静岡、などメーカー側が固まつていないのでは話し合つても意味がないので全缶協としては適正価格の位置づけに努力するが、これによつて原料価格を不当に吊り上げられるということはまずく、そのシワが販売段階にぐる懸念もあり個々に関係先に原料価格の過熱を十分に警告していくことになった。

関係団体報知

同業会、食品包装合理化を推進

東京都食品卸同業会では缶詰の返品問題を取り挙げ強力に推進しているが、このほど食品包装の改善、合理化にも前向の姿勢で取り組むことになり、同業会会員ならびに関係先に次の文書が送付された。

都食同第 33号

昭和44年7月1日

当会役員店 委員店

関係各団体全国缶詰問屋協会殿

写 第1回懇談会参集主要メーカー

御中

東京都食品卸同業会

食品包装合理化委員会

拝啓 愈々ご精進賀上ます。

日頃は当会の発展に付きお心をお寄せ下さいまして、有難く御礼申上ます。

さて去る6月26日貴会(組合)会員(組合員)中主要数社殿にご参集相煩わし当委員会から、食品包装合理化について……申しあげ且お話しあいの機会を得ました。

即ち

◎包装資材の品質向上(優れた商品包装は、その商品の風格を高める)

◎規格統一荷造りの採用。(同一品種の商品は同一数量の包装にする)

等。)

◎十進法の採用

この3点を軸にして食品包装に一段の改善を加えることからわれわれ業界の発展に寄与しようとの趣旨であります。

既にご参集の数社にはご高承頂きましたことながら貴会(組合)会員(組合員)全体へ周知ご徹底下さいまして、願わくば貴団体としてのご意向をおまとめの上、当会宛に何分のご芳示頂けますれば、幸甚に存じます。

先づは当用迄貴意を得申します。

敬 具

東京都食品卸同業会 食品包装合理化委員会

10進法にもとづく食品包装案

食 用 油

(サラダ油・胡麻油)	200㍑	20本入—	30本入
	400 "	20	— 30
	500 "	20	
	800 "	10	
	1,400 "	10	
	1,650 "	10	
	3,000 "	6	
天ぷら油	450 "	20本入—	30本入
	480 "	20	— 30
	600 "	20	— 30
	700 "	10	— 20

800 ㉮	10
1,400 ㉮	10
1,650 ㉮	10

紅 茶

50 ㉮	100 ㉮	40 ケ入	50 ケ入
	112.5 ㉮	10	20
	225 ㉮	10	
	450 ㉮	10	
ティーパック	10袋入	40	
	25 ㉮	20	
	100 ㉮	10	
インスタントティー	56 ㉮	20	
	113 ㉮	10	

コーヒー・コゝア

コーヒー	50 ㉮	150 ㉮	20 ケ入	30 ケ入
	250 ㉮		10	
コゝア	112 ㉮		50	
	225 ㉮		20	30
	450 ㉮		10	

清 涼 飲 料

サイダー 20本入

乳 酸 菌 飲 料

大ピン 10本入

中ビン 20本入

果 汁 類

ジュース缶 50本入
250㉮ 30本入 - 40本入

粉 末 飲 料

1Kg - 500㉮ 10ケ入
300㉮ 20ケ入 - 30ケ入
以下小物 30 - 50

ふ り か け 食

大体10進法梱包なれども尚協力をお願いします。

香 辛 料

即席カレー 90㉮ - 130㉮ 20ケ入×6
70㉮ - 80㉮ 30㉮ ×6

純カレー其の他10進法基準にしてもらいたい。ご協力をお願いします。

調 味 料

ソース 1.8ℓ 10本入
630ml 20
360㉮ 30
200㉮ 30
ケチャップ 700㉮ 20本入
400㉮ 30

840 円 80

200 円 - 300 円 50 本入 - 60 本入

食 酢 1.8 L

960 mL - 900 mL 20

600 20

150 - 360 円 30

化学調味料

袋 入 25 円 - 75 円 20 ケ入 × 10

80 円 - 150 円 10 × 10

200 円 - 300 円 10 × 4

500 円 10 円

瓶 缶 入 25 円 - 100 円 10 × 10

400 円 20

1 Kg 10

乳 製 品

10 進法梱包のものもあるが、そうでないものも多い。10 進法
基準の梱包へ移行する様にご協力をお願いします。

カップジャム類

10 ケ入 × 10

塩 詰 食 品

大 塩 10 ケ入 - 20 ケ入

中 塩 20 円 40

小 饅 50ヶ入

缶 詰 食 品

	2号缶	20ヶ入	
	3号缶	20ヶ入	— 30ヶ入
	4号缶	20	缶 — 30
	5号缶	30	缶 — 50
携帯缶	6号缶	40	缶 — 50
	250g缶	30	缶 — 40
	7号缶	30	缶 — 50

(昭和44年6月26日)

同業会、缶詰返品問題その後の経過

東京都食品卸同業会では4月1日から缶詰返品を $\frac{2}{1000}$ の定率で処理しているがその後の進行状況につき次の報告が寄せられた。

都食同第32号

昭和44年7月10日

一般会員店 御中

賛助会員
写 関係団体

東京都食品卸同業会

会長 榊 国分商店

拜啓 中元季節愈々ご繁栄賀上ます。

”缶詰返品問題その後の進行状況について”

首題につき当会員一同去る4月1日を期して発足致し、取りきめの規定を軸に各自の仕入販売取引先両面の取引に適用して夫々実績をあげて参つて居ること会員各位ご精進のたまものとご同慶申上ます。

事実荷扱作業面に如実にその効果が表われ参つて居るとの報告を受け居りますに付この段階で更に緊縮一番趣旨の徹底に加え一段と効果合理化の向上にご尽力下さいます様御願申上ます。

この点特に販売小売店各位へは大勢がこの様に相成り居りますこと納得不十分の向えは重ねてご説明なされ協力方ご要請せられる様相願申上ます。

次に東京都内他各地団体も当同業会に同調の気運熟しつゝ今日迄に下記各団体と共同作業として提携を進めて居りますことをご報告申上ます。

名古屋食料品問屋連盟 京都缶詰卸業協会 大阪缶詰同業会

神戸食料品同業組合 東京都青果物商業協同組合

東京小売酒販組合 東京雑穀乾物問屋連盟

さて就きまして目下中元作業の繁忙期續いて夏期繁忙期を終りまして慣習的には倉庫整頓作業等に際しとかく整理返品が起る季節が近づいて居りますがこの際缶詰は現行規則の徹底を期すること、他種食品も姿勢正しくご対処為されます様特に申添える次第であります。

当面の状況ご報告迄申上ます。

敬 具

追伸 以上の様な趣旨による販売店向け挨拶状を作製中ですので出来次第ご連絡申上げます。

会 員 消 息

〔 社屋移転と電話番号変更 〕

※ 西産商事(株)では本社々屋の落成にともない、新住所並びに電話番号が6月28日から変更した。

本 社 福岡県筑紫郡大野町大字中字萩原576番地

T E L 福岡局 (092) (59) 1532 代表

久留米支店 福岡県久留米市野中町939番地

T E L 久留米局 (09422) (8) 6166 代表

長浜営業所 福岡市長浜3丁目41番地

福岡市中央卸売市場 鮮魚市場内

T E L 福岡局 (092) (75) 1031 内線424

〔 社 名 変 更 〕

※ 滋賀酒造販売(株) (大津市逢坂2丁目6番27号)では、5月30日開催の株主総会において会社の称号変更と、草津、水口、八幡、今津、岐阜の各出張所をそれぞれ営業所と改称した。

〔新社名〕 株式会社 滋 賀 酒 販

※ 後藤伍詰(株) (清水市島崎町151番地)は7月1日から社名を下記に変更した。

〔新社名〕 はごろも伍詰株式会社

〔 会 社 合 併 〕

※ (株)丸菱商店 (大阪市北区此花町1丁目33番 代表取締役嶋本一男)では流通構造の変革に対応するため7月21日付で加藤産業(株)に合併し、同社の天満営業所として発足した。なお嶋本一男氏は加藤産業(株)の常務取締役天満営業所所長には永谷兵衛氏が就任した。

暑 中

お 見 舞 い

申 し 上 げ ま す

昭和44年盛夏

全 国 缶 詰 問 屋 協 会

役 職 員 一 同

